	三	二
［略］	［略］	［略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

第三条　指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第三条関係

改正後		改正前	
別表第二（第九条関係）		**別表第二**（第九条関係）	
事項	業務の範囲	事項	業務の範囲
一　特定計量器の種類	一　［略］ 二　ホッパースケール 三　充塡用自動はかり 四　コンベヤスケール 五　［略］ 六　［略］	一　特定計量器の種類	一　［略］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 二　［略］ 三　［略］
［略］		［略］	

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第二十条から第二十三条までの改正規定及び様式第八から様式第十七までの改正規定　公布の日

二　第二条の規定　平成三十年七月一日

三　第三条の規定　平成三十一年七月一日

○経済産業省令第七十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定の申請） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における別表第一号に掲げる品質管理体制が、同号イに掲げる基準に適合していることを証する書面（経済産業大臣が適切であると認めた者が証するものに限る。）その他経済産業大臣が定める書面を添付することができる。	（指定の申請） **第二条**　［略］ 2　［略］ ［新設］
（指定検定機関の調査） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　第二条第三項の規定は、第一項の申請書について準用する。	（指定検定機関の調査） **第四条**　［略］ 2　［略］ ［新設］
（変更の届出） **第五条**　［略］ 2　第二条第三項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「前項の届出書」と、「その申請」とあるのは「その届出」と読み替えるものとする。	（変更の届出） **第五条**　［略］ ［新設］
（基準適合証印） **第八条**　基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。	（表示） **第八条**　基準適合証印は打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。